## 主 文

被申請人は申請人らに対し各金六〇、〇〇〇円を仮に支払え。 申請人らその余の申請を却下する。 申請費用は被申請人の負担とする。

## 理 由

被申請人会社(以下、会社と称す)が旅行斡旋と自動車旅客運送事業を主たる事業とする会社であり、申請人らが右会社の従業員であつたこと、会社が申請人らに対し昭和四五年——月二六日付をもつて料金を着服したとして懲戒解雇の意思表示をしたことはいずれも当事者間に争がない。

ところで、申請人らは、右解雇の意思表示は昭和四五年九月九日締結せられた労働協約による事前協議の定を遵守せずしてなされたものであるから無効である旨主張するので考える。

そうすると、会社がなした本件解雇の意思表示はその手続に違反するものとして 無効といわねばならず、申請人は現在なお会社の従業員であり、会社から賃金を受 けうる権利を有するものというべきである。

しかしながら、会社が申請人らの解雇事由とするところはいずれも申請人らが乗車料金のうち金四、〇〇〇円ないし五、〇〇〇円を着服横領したというのであって、この事実は本件疎明により一応認められ、他に右認定を覆すに足る疎明がないところ、右事由は懲戒解雇に該当すべき蓋然性が極めて高いものであり、また行為が不当労働行為に該当することを肯認すべき疎明もない(申請人らはこれらの点についていずれも疎明の意図がない)。そうすると、申請人らは会社において解雇手続を誤らず、再度解雇の措置をとる場合には従業員としての地位を喪失すべき、然性が強く、現在の申請人らの地位は極めて不安定な状況にあるものというべきがある状況下においては申請人らに対し仮の地位を定め、あるいは将来の賃金の仮払をなすべき必要性は未だ存しないものというべきである。

ところで、賃金を主たる生計の資としている労働者にとつて、解雇が無効であるに拘らず、賃金の支給を絶たれることは、特段の事情のない限り、著しい損害を蒙るであろうことは明らかであるが、申請人らはそれぞれ賃金の仮払を求めるべき具体的な必要については何ら疎明もなさないから、一般的な生計費等を斟酌してその必要性を判断せざるをえないところ、申請人らは、いずれも、解雇後現在までの賃金として、当事者間に争のない賃金の内金金六〇、〇〇〇円の仮払を受けることにより一応その必要性は充たされるものと解するのを相当とする。よって、申請人らの申請を右認定の限度において正当として認容し、無保証)、

よつて、申請人らの申請を右認定の限度において正当として認容し(無保証)、 その余は失当として却下すべく、申請費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用 して主文のとおり決定する。

(裁判官 大野千里)